

令和4年度 新潟県立佐渡中等教育学校5学年
海外研修業務委託業者選定プロポーザル募集要領

1. 事業概要

(1) 業務名

新潟県立佐渡中等教育学校5学年海外研修業務委託

(2) 目的

本業務は、本校で4学年時に実施する研修旅行の企画、準備、添乗及び必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行うことで、研修旅行の目的を達成する。

(3) 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

2. 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く）であること
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること
- (6) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (7) 過去5年以内（平成28年4月1日から令和3年3月31日）に、高等学校に係る研修旅行（修学旅行も含む）の受託実績があること

3. 説明会

本業務の企画プロポーザルを実施するにあたり、説明会は募集公示後、随時実施する。

説明会参加を希望する場合は、令和3年7月12日（月）までに、会社名、参加者名、連絡先電話番号、ファックス番号、e-mail アドレスをファックスでご連絡願います。（様式任意）

4. 参加申込み

別紙様式1「参加申込書」を提出すること

申込期限 令和3年7月28日(水) 15時(必着)

申込先 問合せ先に同じ

申込方法 持参、郵送、ファックス又は電子メール

5. 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受け付け

受付期限 令和3年7月21日(水) 15時まで

受付場所 問合せ先に同じ

受付方法 持参、郵送、ファックス又は電子メール(様式任意)

(2) 質問への回答

回答期日 令和3年7月28日(水)

回答先 上記5により申込みのあった全参加者

6. 提出書の作成要領

(1) 提出書類

企画提案書 10部(様式任意)

① 企画概要(海外研修旅行に対する基本的な考え方や方針)

ア 提案書はA4版とし、表紙に「令和4年度県立佐渡中等教育学校5学年研修旅行業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

② 旅程表(交通手段、宿泊施設概要)

③ 業務実施体制(現地旅行会社及びコーディネーターの体制)

④ 事前、事後研修、現地研修の実施方法、内容やねらい、効果

⑤ 安全管理(連絡体制や対応、保険の内容)

⑥ 見積書(交通費、宿泊費、研修費用、諸経費、保険料等の詳細の内訳を明記し、生徒一人あたりの金額、引率者一人あたりの税込み金額及び費用の総額について記載すること)

(2) 留意事項

旅行先は、カナダとする。

(3) 提出期限

提出期限 令和3年8月6日(金) 15時まで

受付場所 問合せ場所に同じ

受付方法 持参又は郵送

7. プレゼンテーションの実施有無

提案者に対しては、各社同時プレゼンテーションを以下の日程で開催する

開催期限 令和3年8月24日(火) 13時~16時(予定)

開催場所 本校会議室

その他 当日のプレゼンテーション発表順に関しては参加申し込み後、追って連絡する

8. 審査要領

(1) 審査方法

(2) に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容の結果に基づき審査し、各方面につきそれぞれ最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
受託業務に対する考え方	① 会社、担当者が事業目的を適切に理解し、経験と実績に基づいた業務遂行能力があるか	30
行程	① スムーズで無理のない行程であるか ② 負担の少ない交通手段が確保されているか	10
事前・事後学習	① 研修内容は具体的であるか ② 研修のねらいが明確で、現地研修につながる内容となっているか	20
現地研修	① 研修内容は具体的であるか ② 研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものとなっているか ③ 現地コーディネーター、現地旅行会社の体制は十分であるか	20
安全性	① 緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか ② 保険の内容は十分なものとなっているか	10
費用	① 研修のねらいを達成するための適正な価格となっているか	10
※配点は審査委員 1 名当たり		計 100

9. 審査結果の通知

審査結果については提案者それぞれに文章により通知する

10. 日程

募集公示	令和3年 7月 1日 (木)
説明会	公示後随時
参加申込み	令和3年 7月 28日 (水)
企画提案書の提出期限	令和3年 8月 6日 (金)
プレゼンテーション	令和3年 8月 24日 (火) 13時00分～16時 (予定)
審査委員会	令和3年 8月 30日 (月) 予定
契約	令和3年 9月 1日 (水) 予定

11. 契約の締結

審査委員会が各方面につきそれぞれ最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う(契約書作成要)。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のい

いずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12.問合せ先

〒952-0005 新潟県佐渡市梅津 1750 番地
新潟県立佐渡中等教育学校 4 学年主任 余湖 明彦
T E L : 0259-27-3138 (代表)
F A X : 0259-27-2637
e-mail : yogo.akhiko@nein.ed.jp

13.その他の留意事項

- (1) 提案書の作成に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式 2「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ①本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- ②記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ③期限後に提出書を提出した者